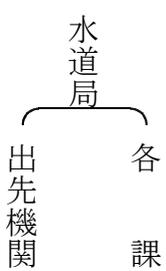


奈良県営水道企業管理規程第四号



奈良県水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

「広域水道課

「計画調整課

第四条第一項中 事業管理課 を

水道事業課」

に改める。

工務課

第五条総務課の項第八号中「取水施設、浄水施設、送水施設及び未使用施設にかかる」を「水道施設に係る」に改め、同項第九号中「取水施設、浄水施設、送水施設及び未使用施設」を「水道施設」に改め、同条広域水道課の項中「広域水道課」を「計画調整課」に改め、同項第三号及び第四号中「取水施設、浄水施設及び送水施設」を「水道施設」に改め、同項に次の一号を加える。

六 工事等の執行に係る計画、調整等に関する事。

第五条事業管理課の項を次のように改める。

水道事業課

一 水道施設の維持管理に関する事（他の所管に属するものを除く。以下この項において同じ。）。

二 水道施設の維持管理の記録に関する事。

三 水道施設に係る行政官庁への届出及び許認可申請に関する事。

四 工事等に係る設計及び施行管理に関する事。

五 工事等に係る工事用資材の管理に関する事。

六 工事等に係る工法協議に関する事。

七 工事記録に関する事。

第五条工務課の項を削り、同条各浄水場の項第一号中「除く」の下に「。第六号を除き、以下この項において同じ」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「（他の所管に属するものを除く。）」を削り、同項第五号中「、浄水施設及び汚泥処理施設」を

「及び浄水施設」に改め、「(他の所管に属するものを除く。)」を削り、同項に次の四号を加える。

- 七 工事等に係る設計及び施行管理に関すること。
- 八 工事等に係る工事用資材の管理に関すること。
- 九 工事等に係る工法協議に関すること。
- 十 工事記録に関すること。